

蓮田市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定書

蓮田市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化することについて、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、市民の健康増進や市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 健康増進に関すること。
- (2) 高齢者支援、障がい者支援に関すること。
- (3) 子育て支援、子ども・青少年育成に関すること。
- (4) 地域・暮らしの安心・安全、災害対策に関すること。
- (5) 女性の活躍推進、産業・経済の振興、地域雇用の創出に関すること。
- (6) スポーツ、文化、芸術の振興に関すること。
- (7) 農業の振興、地産地消の促進に関すること。
- (8) 環境保全に関すること。
- (9) まちづくりに関すること。
- (10) シティセールス、観光振興に関すること。
- (11) その他市民サービスの向上と地域の活性化に関すること。

2 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。

3 甲及び乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

4 甲及び乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解除することができるものとする。

（協定の変更）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議の上、本協定を変更し、又は解除することができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た相手方の非公表事項を第三者に開示し、

又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 3年 8月23日

甲 埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1

蓮田市

蓮田市長

中野和信

乙 埼玉県さいたま市大宮区下町1丁目45

松亀センタービル6階

明治安田生命保険相互会社

大宮支社長

池田浩二